

令和7年4月18日

## （仮称）立野町こども施策関連用地における認可保育所の整備・運営事業者選定方針

公有地等活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会設置要綱（平成26年4月3日26練教こ保第10002号）に基づき設置された公有地等活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、（仮称）立野町こども施策関連用地における認可保育所（以下、「新設園」という。）の整備・運営事業者を選定するにあたり、選定方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 選定委員会委員の役割

選定委員会における各委員（以下「選定委員」という。）は、誘致した事業者による民間の知恵と経験を活用した保育業務が行われるよう、つぎに掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの専門性や職責に基づき、公正かつ適正に選定を行う。

- (1) 民間活力を導入し、地域の保育サービスおよび子育て支援サービスの充実を図ること。
- (2) 民間の創意工夫により「将来的な保育需要」や「区が求める子育て支援サービスの実施」に柔軟に対応すること。
- (3) 保育園児および保護者の視点に立ち、効率的で質の高いサービスを提供すること。
- (4) 選定事業者が区の保育行政への理解を深め、区と協働して保育行政の発展に努めること。

#### 2 調査部会の役割

調査部会は専門的な立場から、現在、応募事業者が運営している保育所の調査および提出された新設園の設計案の確認を実施し、選定委員会へ報告する。調査にあたっては、運営管理や保育内容を重視して調査する。

#### 3 事業者選定の考え方

- (1) 事業者の評価は、「（仮称）立野町こども施策関連用地における認可保育所の整備・運営事業者審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づいて行う。
- (2) 審査は法人の運営状況、新設園の保育提案内容、施設等整備計画の適法性等の書類審査による一次審査を行う。一次審査の結果適正な事業者がいない場合は再募集を行う。その後、一次審査通過事業者を対象にした現地視察、プレゼンテーションおよび事業者ヒアリングによる二次審査を行い選定する。
- (3) 選定委員会は、選定委員の合議により、審査基準表の評点が最も高い応募事業者を整備・運営事業者（以下「候補事業者」という。）として選定する。

#### 4 情報の公開

- (1) 選定委員会の資料および応募事業者の書類は、練馬区情報公開条例およびプロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準の定めるところにより公開する。
- (2) 候補事業者名は、練馬区議会に報告した後、公表する。